るーぴんのさと「指定認知症対応型共同生活介護事業」
「指定介護予防事業認知症対応型共同生活事業」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
（鹿児島県指定 第４６７７２００１１１号）

当事業所はご契約者に対して指定認知症対応型共同生活介護事業のサービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

◇◆目次◆◇

１．施設経営法人
２．ご利用施設
３．居室の概要
４．職員の配置状況
５．当施設が提供するサービスと利用料金
６．事故発生の対応について
７．苦情の受付について

1. 施設経営法人

（1）法　人　名　　社会福祉法人　福　寿　会
（2）法人所在地　　鹿児島県肝属郡東串良町池之原２０７７番地１
（3）電話番号　　０９９４－６３－０７００
（4）代表者氏名　　理事長　福　留　利　郎
（5）設立年月　　平成６年５月２０日

2．ご利用施設

（1）施設の種類　指定認知症対応型共同生活介護事業所
（2）施設の目的　指定認知症対応型共同生活介護事業所及び指定介護予防は、介護保険法に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、指定認知症対応型共同生活介護事業及び指定介護予防の介護サービスを提供します。
（3）施設の名称　グループホームるーぴんのさと〈大崎〉
（4）施設の所在地　鹿児島県曽於郡大崎町永吉６０３４番地
（5）電話番号　０９９－４７１－１３９０
（6）管理者　　氏名　西　優子
（7）当施設の運営方針
①生活リハビリをとおして、利用者の残存機能の維持、生活自立の促進を図ります。
②併設する介護老人福祉施設ルーピンの里の機能を活用し、利用者の健康、栄養面での管理に努めます。
③併設する通所介護サービス事業との連携を図り、利用者の社会化を図ります。
④併設する介護老人福祉施設ルーピンの里との一体的な運用を図り、在宅復帰を視野においた事業の実施を図ります。
（8）開設年月　　平成１５年１０月２８日
（9）入所定員　　９人

3．居室の概要

（1）居室等の概要

当施設では以下の居室をご用意しています。入居される居室は、原則として１人部屋ですが、個室など他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。

（但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。）

居室・設備の種類	室数	備考
個室（１人部屋）	９室	和室４室・洋室５室
食堂	１ヶ所	リビングルーム
洗濯室	１ヶ所	洗濯機・乾燥機
調理室	１ヶ所	
談話室	１ヶ所	和室６畳

仮　眠　室	1ヶ所	相談室・接客室兼用
介護材料室	1ヶ所	
身体障害者用トイレ	1ヶ所	
居室用トイレ	3ヶ所	
職員トイレ（来客用）	1ヶ所	
事務室・休憩室	1ヶ所	
浴　室	1ヶ所	一般用浴槽

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定認知症対応型生活介護事業所及び指定介護予防に必置が義務づけられている施設・設備です。

4．職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定認知症対応型生活介護サービス及び指定介護予防を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1．　管理者	1名	1名（介護職兼務）
2．　介護職員	8名	6名以上
3．　計画作成担当者	兼務	（介護職兼務）

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1．　管理者	標準的な時間帯における最低配置人員（他施設兼務） 日中：　9：00～18：15　　1名
2．　介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝：　7：00～16：15　　1名 日中：　8：30～17：45　　1名 遅番：13：00～22：15　　1名 夜間：22：00～7：00 1名

5．当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

（1）利用料金が介護保険から給付される場合

（2）利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

（1）介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第４条参照）＊

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常９割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①入浴

・入浴又は清拭を週２回以上行います。

②排泄

・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③機能訓練

・介護職員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥その他自立への支援

・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。

・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

・生きがいづくりのための諸活動、行事を利用者の希望に応じ実施します。

<サービス利用料金（１日あたり）>（契約書第７条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。又、この他に加算として、サービス提供加算（6 単位/月）・介護職員等処遇改善加算・医療体制加算（37 単位/日）・科学的介護推進加算（40 単位/月）・生産性向上推進体制加算（10 単位/月）が加算されます。

	要介護度１	要介護度２	要介護度３	要介護度４	要介護度５
１．ご契約者の要介護度とサービス利用料金	（要支援2）7,650円	8,010円	8,240円	8,410円	8,590円
２．うち、介護保険から給付される金額	6,885円	7,209円	7,416円	7,569円	7,731円
３．サービス利用に係る自己負担額（１－２）	765円	801円	824円	841円	859円

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払い いただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記 載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（２）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第５条、第８条参照）＊

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 食材料費　　1,000円（朝２４０円・昼３８０円・夕３８０円）/日

② 家賃及び水道光熱費　　1,300円（水道光熱費500円・家賃800円）/日

③ 管理費　　100円/日

④ 理美容代　　実費相当額

⑤ ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ、ｸﾗﾌﾞ活動

ご契約者の希望によりﾚｸﾘｴｰｼｮﾝやｸﾗﾌﾞ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

⑥ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合に　は実費をご負担いただきます。

１枚につき　　１０円

⑦ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

⑧その他利用者において特別な費用として考えられるものについて（出張販売・菓子類等）は、実費を負担頂きます。

⑨利用者の希望する遠足・旅行等に係る費用（交通費・宿泊費・食事代金）

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。

その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う２か月前までにご説明します。

（３）利用料金のお支払い方法（契約書第８条参照）＊

前記（１）（２）の料金・費用は、１か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下 のいずれかの方法でお支払い下さい。（１か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア．窓口での現金支払
イ．下記指定口座への振り込み
鹿児島興業信用組合　　大崎支店　普通預金　　口座番号２００５４０３
社会福祉法人　福寿会　グル大崎
理事長　福留　利郎

（４）入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受　けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではあり　ません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

①協力医療機関

医療機関の名称	的場クリニック
所在地	鹿児島県鹿屋市西原4丁目10番38号
診療科	内科・リウマチ科・胃腸科・循環器科

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	新堂歯科
所在地	鹿児島県曽於郡大崎町永吉１０１４２番地１

③協力老人保健施設

医療機関の名称	介護老人保健施設　サンセリテのがた
所在地	鹿児島県曽於郡大崎町野方６０４７番地３

６．事故発生時の対応について（運営規程第２７条参照）

①利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者にかかる連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

②前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行います。

③利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

７．苦情の受付について（契約書第19条参照）

（１）当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○管　理　者　西　優子　　℡099-471-7390

○苦情受付窓口（担当者）

［職名］　管理者　西　優子

○受付時間　　毎週月曜日～日曜日

９：００～１８：１５

また、苦情受付ボックスを事務所に設置しています。

（２）行政機関その他苦情受付機関

大崎町 **高齢者対策課**	所在地　鹿児島県曽於郡大崎町假宿1029 電話番号　099-476-1111・ＦＡＸ　099-476-3979 受付時間　９：００～１７：００
国民健康保険団体連合会 介護相談室	所在地　鹿児島市鴨池新町７－４ 電話番号(直通)　099-213-5122 受付時間　９：００～１７：００

鹿児島県社会福祉協議会 苦情申出窓口	所　在　地　鹿児島市鴨池新町１－７ 電話番号　099-251-3855・ＦＡＸ　099-251-6779 受付時間　　９：００～１７：００

令和　　年　　月　　日

指定認知症対応型生活介護事業所の介護及び指定介護予防サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

グループホームるーぴんのさと〈大崎〉

説明者職名　　氏名　　印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定認知症対応型生活介護サービスの提供開始に同意し、当該説明書の交付を受けました。

利用者住所　　氏名　　印

家族住所　　氏名　　印

※この重要事項説明書は、厚生労働省令第37号（平成11年3月31日）第178条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

＜重要事項説明書付属文書＞

１．施設の概要

（１）建物の構造　　鉄骨鉄筋コンクリート造　地上１階

（２）建物の延べ床面積　　４４７．１０㎡

（３）併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

［介護老人福祉施設］　平成１２年４月　１日指定　鹿児島県 4677200059 号 定員 80 名

［短期入所生活介護］　平成１２年３月 22 日指定　鹿児島県 4677200059 号 定員 10 名

［通所介護］　平成１２年２月 15 日指定　鹿児島県 4677200067 号 定員 35 名

［居宅介護支援事業］　平成１２年１月 27 日指定　鹿児島県 4677200034 号

［訪問介護事業］　平成１２年３月 28 日指定　鹿児島県 4677200109 号

［認知症対応型共同生活介護事業］　平成１５年４月 20 日指定　鹿児島県 4677200111 号　定員９名

（４）施設の周辺環境

緑豊かで、静かな環境にあります。国道近くに面し、交通の利便性や行政機関、病院も近くにあります。

又、法人の運営する介護老人福祉施設ルーピンの里、デイサービスセンタールーピンの里の機能を生かしたサービスの提供を行います。

２．職員の配置状況

<配置職員の職種>

管理者…ご契約者の安全、快適な日常生活、適切なサービスの提供が行われるように管理します。

計画作成担当者…ご契約者の心身の状況、残存機能の状況、この契約者及び家族のニーズに即したサービス計画の作成を行います。

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。３名の利用者に対して１名の介護職員を配置しています。

医師…ご契約者の健康管理及び療養上の指導を行います。

３．契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「介護サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「介護サービス計画(ケアプラン)」の作成及びその変更は次の通り行います。

（契約書第３章参照）

①当施設の計画作成担当者に介護サービス計画の原案作成やそのために必要な調査などの業務を担当させます。

↓

②その担当者は介護サービス計画の原案について、ご契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。

↓

③介護サービス計画は、ご契約者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご契約者及びその家族等と協議して、介護サービス計画を変更いたします。

↓

④介護サービス計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付しその内容を確認していただきます。

4．サービス提供における事業者の義務（契約書第9条、第10条参照）

当施設では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

①ご契約者の生命、身体、財産の安全･確保に配慮します。
②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護師と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
③ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
⑤ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
⑥事業者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘　義務）
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供いたします。

5．損害賠償について（契約書第11条、第12条参照）

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその　損害を賠償いたします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

6．サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の２日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができます。

（契約書第 14 条参照）

①ご契約者が死亡した場合
②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援１と判定された場合
③施設への入居契約が終了した場合
④事業者が破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
⑤施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
⑥当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（１）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 15 条、第 16 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から入所契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の７日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
②事業者が正当な理由なく本契約に定める認知症介護サービスを実施しない場合
③事業者が守秘義務に違反した場合
④事業者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
⑤他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（２）事業者からの契約解除の申し出（契約書第 17 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが３か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

（3）契約の終了に伴う援助（契約書第 14 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。